

04 関連法令等

大学設置基準(抄)

(授業の方法)

第二十五条

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(卒業の要件)

第三十二条

卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

- 5 第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

文部科学省告示(メディアを利用した授業関連)

平成十三年文部科学省告示第五十一号

(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等)

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成十三年三月三十日から施行する。

なお、平成十年文部省告示第四十六号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

記

平成十三年三月三十日

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

文部科学省その他教育関連機関の答申、提言、資料などについて、学習支援・教育開発センターホームページにリンク集があります。

<http://clf.doshisha.ac.jp/link/link.html>

1 情報環境を
利用する2 一般教室での授
業に情報設備を
活用する3 授業で情報教室
を利用する4 授業でITを
活用する5 マルチメディア
技術を活用した
教材作成6 ラーニング・
コミュニティの
利用7 IT活用のノウ
ハウを得る8 学術資料の
活用法

9 その他